

徳労発基1212第5号
令和元年12月12日

徳島県製薬協会長 殿

徳島労働局長



変異原性が認められた化学物質の取扱いについて

労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

これまで、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の4第1項の規定（別添1参照）に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）については、同条第3項の規定に基づき、名称を公表するとともに、同条第4項の規定に基づき、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについては、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成5年5月17日付け基発第312号の3の別添1。以下「指針」という。別添2参照。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

今般、「労働安全衛生法第57条の4第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（平成30年厚生労働省告示第421号、平成31年厚生労働省告示第99号並びに令和元年厚生労働省告示第46号及び第128号）により773物質の名称を公表したところですが、それらの化学物質のうち、別紙1に掲げる計28の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。（別添3参照）

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙に掲げる届出物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。